

熊本県がん登録審議会運営要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、がん登録等の推進に関する法律(平成25年法律第111号。以下「法」という。)第18条第3項に規定する審議会を、「熊本県がん登録審議会」(以下「審議会」という。)と定め、その運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(所掌事項)

第3条 審議会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 知事による都道府県がん情報の利用等に関する事項
- (2) 市町村等への情報提供に関する事項
- (3) がんに係る調査研究を行う者への情報提供に関する事項
- (4) 都道府県がんデータベースの整備に関する事項
- (5) 知事の権限及び事務を行うのにふさわしい者の指定に関する事項

(組 織)

第4条 審議会は、委員8人以内で組織する。

2 法第18条3項の規定により任命される委員の中には、次に掲げる者がそれぞれ1人以上含まなければならない。

- (1) がん、がん医療等又はがんの予防に関する学識経験のある者
- (2) 個人情報の保護に関する学識経験のある者

3 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会 長)

第5条 審議会に、委員の互選による会長を置く。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会 議)

第6条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の公開)

第7条 会議は、次に掲げる場合を除いて、公開とする。

(1) 熊本県情報公開条例第7条各号の不開示情報が含まれる事項について審議する場合

(2) 公開することにより、公正又は円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成できない場合

(会議の特例)

第8条 前2条の規定にかかわらず、会長は、やむを得ない理由により会議を開くことができないとき、又は書面による審議をもって足りると認めるときは、各委員に書面により意見を求めることができ、その結果をもって会議の議決に代えることができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、健康づくり推進課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、知事が定める。

附 則

1 この要綱は、平成27年11月16日から施行する。

2 第4条第3項の規定に関わらず、平成27年度に委員に任命された者に限り任期を平成30年3月31日までとする。